

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
広報部
部長 前田 望

令和 4 年度行政書士制度 PR ポスター及びポスター画像の取扱い等について

平素は本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年「行政書士制度広報月間」に向けて、日行連が作成・配付している行政書士制度 PR ポスターにつきましては、各地域の官公庁や関係団体への掲示にご協力いただくとともに、会員各位へ配付し、会員事務所への掲示等にご活用いただいているところです。

しかしながら、近年、契約上認められていないポスター転売や使用期間外の掲示などといった不正な利用行為が散見されるようになりました。また、ポスター画像に関しても、昨今の SNS の普及や加工技術の向上等により、意図しないデジタルデータの拡散が増えている現況を受けて、契約先のタレント事務所から厳格な管理運用が求められていることから、改めて本年度の行政書士制度 PR ポスターの配付にあたり、取扱い等に関するご連絡をさせていただきます。

既にご理解いただいていることと存じますが、ポスターの転売や使用期間外の掲示などの行為は、契約事項に違反するだけでなく、法律専門職としての規範意識に欠ける行為です。また、このような状況を放置しておくことは、今後、タレント事務所等との信頼関係に悪影響を及ぼし、ひいては行政書士制度の信用をも貶める結果につながりかねません。

今般、このような事態に鑑み、改めて下記のとおりお知らせするとともに、各単位会から所属会員にポスターを送付する際の送付状（別添①）を添付いたしますので、適宜ご活用いただき、会員への指導とあわせて、不正利用の防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

【留意事項等】

(1) 使用期間：

モデルの肖像権の使用期間は、令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの 1 年間となっています。ポスター及びその画像を利用した販促物の使用・配付にあたってはご留意ください（昨年度のポスターの使用期限は令和 4 年 7 月 31 日までとなっています）。

(2) 使用範囲：

日本国内に限定いたします。

(3) 使用項目：

それぞれ以下の項目について使用することができます。

- ①単位会：会報誌、業務紹介冊子、新聞（地方紙含む）広告、公式ホームページ・SNS、各自治体発行情報誌
- ②会 員：ホームページ、SNS（※行政書士として運用するものに限る）

（４）ポスター画像の利用申請等：

- ①単位会：事前に別添②「行政書士制度 PR ポスター画像提供依頼書」に必要事項を記載の上、本会事務局広報課へご提出ください。
- ②会 員：会員専用サイト「連 con」より、利用規約をご確認の上、ダウンロードしてご利用ください。
※詳細については、「連 con」の左側バナーに掲載の「行政書士制度 PR ポスター」をご確認ください。

（５）利用にあたり注意する点：

- ・原則として、上記（３）の使用項目については、ポスター画像をそのまま使用することに限定いたします。
- ・上記（３）の使用項目のうち、新聞（地方紙含む）・全国誌等のマスメディア広告に用いる場合については、別途モデルの肖像権の使用料が発生する可能性があります。
- ・ポスター画像をホームページ等のインターネット上に掲載する場合は、無断で転載されることのないよう防止策を講じてください（例：コピーガードの設定、「無断転載禁止」の表記など）。
- ・ポスターの転売は固く禁じます。

<別添>

- ①ポスター送付状（参考例）
- ②行政書士制度 PR ポスター画像提供依頼書

以 上